

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム 御中

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
共同代表 杉山 裕信 ・ 黒坂 愛衣

優生保護法による被害からの人権回復のための法律案に関する要望書

わたしたち「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」は、旧優生保護法の被害者の謝罪と補償を求める闘いに伴走するとともに、優生手術被害の歴史を学び、当事者の声に耳を澄ませる場をつくる市民団体です。本年3月28日より、特に宮城県を中心に、障害のある人もない人もともに活動しています。

このたび、旧優生保護法下で優生手術等を受けさせられた被害者への補償のための法案の骨子がまとまるにあたり、宮城県の被害者の声をそばで聞き、これまでの裁判を見守ってきた団体として、下記のとおり要望いたします。

深刻な人権侵害である優生手術と、その被害が長く放置されてきたことによる幾重にもわたる被害に真摯に向き合い、被害者の人権と尊厳が真に回復されるための制度を強く願います。

記

1. 法の名称と目的

- 1) 法の名称には、①優生手術被害者の人権回復 ②補償 という言葉をいれてください。
- 2) 法の目的は、①優生手術被害者への謝罪 ②補償 ③検証 ④優生思想の否定と再発防止としてください。

2. 謝罪のあり方

優生手術の被害者に、国として謝罪をしてください。

骨子の「趣旨・性格」では、優生手術等を受けた方の多大な身体的・精神的苦痛に対する「お詫び」の表明となっていますが、それでは謝罪として不十分です。

- 1) 謝罪の主体は「国」であるべきです。
- 2) 謝罪すべきことは：
 - ・優生手術そのものと、それが心身に大きな傷を与えたこと
 - ・また、手術のあとも、痛みや、身体や精神へのさまざまな影響を与え続けたこと
 - ・個人が、「子どもを産むか産まないか」を自分で選んで決断する機会を奪ったこと
 - ・法の運用がずさんであったことを知りながら、それを容認していたこと
 - ・母体保護法に変わってからも被害の補償をせず、放置し続けたことなどがあります。

手術だけでなく、被害者のその後の人生の可能性を奪い、多大な影響を与え続けたこと、またそれを放置しつづけたことについて、国としてきちんと謝罪してください。

3. 優生思想の否定と「性と生殖の健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の明記

法律のなかで、優生保護法の問題点をきちんと明らかにし、その誤りを認めてください。とくに、障害者を「不良」であるとして社会から排除しようとしてきたことを認め、それが間違った考え方であることをはっきりと表明してください。

また、障害のあるなしにかかわらず、「性と生殖の健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」が尊重されることを明記してください。

- 1) 優生保護法の大きな問題は、障害者を「不良」な存在であるとしたことです。優生保護法で広く推進されてきた優生思想は、今も社会に根強く存在し、障害者差別が温存されている一因となっています。このことを鑑みて、法律の前文で、優生思想をはっきりと否定してください。
- 2) もうひとつの大きな問題点は、国家が個人のプライベートな領域に踏み込み、「産んでよい人」と「産むべきではない人」を分け、本人の自己決定の機会を奪ってきたことです。法律で定められた範囲を超えて多くの障害者が中絶や不妊手術をさせられています。また、実際の被害はなくても、不妊手術や中絶手術を推奨されるような言葉をかけられた経験のある障害者はたくさんいます。優生保護法は手術の被害者だけでなく、多くの障害者を傷つけてきました。

法律では、障害のあるなしにかかわらず、子どもを産むか産まないかを自分で決める権利、すなわち「性と生殖の健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」が尊重されるということを明記してください。なお、この権利は、日本も批准している障害者権利条約でも保障されているものですが、社会的な認知を高めるためにも、法律に記載されることが求められます。

4. 謝罪と補償の方法

被害者にすべきことは、「通知」ではなく「謝罪」です。

名乗りをあげていない被害者の人権回復にも尽力してください。

- 1) つくられるべき補償制度は、支援のための給付金支給制度ではありません。国が行なってきた人権侵害について、とうてい償えるものではないけれども、その謝罪の意の表明としてお金とかたちでの補償がされるべきです。ですから、申請主義は馴染みません。記録で確認できる一人ひとりの被害者に対して、どのように謝罪の表明ができるかを検討してください。
- 2) 被害者本人が知らないうちに手術をされていたからといって、その事実をなかったことにはできません。多くの被害者が告げられないまま、あるいは騙されて手術を受けさせられました。そのこと自体が重大な人権侵害です。

さらに、本来謝罪をうけるべき立場なのに、知らないかもしれないから伝えなくてもよいというのは、二重に貶めていることとなります。本人の身体や人生に関わる大切なことを勝手に判断し、決めつけるようなことを繰り返してなりません。

国は被害者の人権が回復されるように手を尽くすべきです。どうすればまだ名乗っていない被害者にも、プライバシーを守りつつ謝罪と補償をすることができるのか、被害者や障害当事者、支援者等を交えて検討をしてください。

5. 補償の対象者

補償の対象者は、優生保護法の有効期間の被害者に限定せず、次のようにしてください。

- 1) 優生保護法が効力を有した期間に優生的理由によって不妊手術や人工妊娠中絶手術を施された者
〔優生的理由によらない、本人の同意にもとづく人工妊娠中絶は、刑法堕胎罪の阻却事由として、女性にとって必要な選択であり、性と生殖に関する健康／権利の一つであることを確認し、中絶そのものを罪悪視し禁止することがないよう配慮をお願いします〕
- 2) 国民優生法（1941年から優生保護法につながる1948年まで）に基づく手術を施された者
- 3) 優生保護法の有効期間、または失効したのちであっても、優生保護法の濫用もしくはその考え方の下で行なわれた断種手術や子宮摘出手術を含む生殖器関連の手術を施された者
- 4) 上記の手術を施された者の配偶者

6. 補償の手続き

被害者の年齢や障害を考慮し、確実に補償を受けられる仕組みにしてください。

- 1) 被害者がきちんと補償を受けられるように、相談や申請の窓口はアクセスしやすいように整備してください。また情報にアクセスしやすいようにさまざまな方法を用いてください。
 - ・窓口は、各地の交通アクセスのよい場所に設置し、物理的なバリアを取り除いてください。情報や申請に必要な書類も、身近な場所（市区町村等）で容易に手に入るようにしてください。
 - ・相談は、電話・FAX・Eメール・郵便等、さまざまな方法でできるように整備してください。また相談時のコミュニケーションは、手話・筆談、あるいは支援者・通訳者の同行等、本人にとってやりとりしやすい方法を採用し、合理的配慮を行なってください。
- 2) 申請は本人だけでなく、代理人でもできるようにしてください。
被害者の多くが高齢で、また障害のため、自分自身で申請手続きをすることが困難な状況であることが想定されます。本人の権利が侵害されないように留意しつつ、周囲の人の支援を受けて申請できるような仕組みにする必要があります。

7. 補償の申請の期間

補償の申請の期間を5年と限定しないでください。

優生保護法が1996年に母体保護法へ改正されてから、22年近くが経っています。補償のための制度が20年以上つくられず、被害者を放置しつづけてきたにもかかわらず、申請期間が5年というのは短すぎます。

多くの被害者が、障害のため、あるいは社会的な環境のために、簡単には名乗りを上げることができない状況にあります。障害者に対する差別意識が解消されることによって、申請がしやすくなる可能性もあります。深刻な人権侵害であるため、自分の被害を受け止め、補償を受けたいと思うまでに時間がかかる人もいと予想されます。

より長い期間（少なくとも20年以上）は申請ができるようにする必要があります。また、実際の申請の状況によっては、法の制定時に決めた期間も必要に応じて見直すことのできるような仕組みにしてください。

8. 被害の認定機関

被害の認定機関は厚生労働省から独立した機関にしてください。

政府は、これまで長く被害者が謝罪と補償を求めてきたにもかかわらず、「当時は合法だった」として、必要な制度の整備を行なってきませんでした。現在行なわれている裁判においても、「国の立法不作為にはあたらない」という姿勢をとり続けています。これまで被害者に対して誠実な対応をしてこなかった政府の行政機関である厚生労働省に、公正な被害の認定ができるとは思えません。被害の認定は、政府から独立した第三者機関で行なってください。

また、この機関には、単に被害の認定だけでなく、積極的に被害者を見つけだすための情報提供の役割をもたせてください。

9. 検証機関の設置

法律に、旧優生保護法の制定過程と運用実態を検証するための第三者機関を明記してください。

同じようなことが二度と起らないように、過去の過ちに真摯に向き合う必要があります。被害者や関係者の証言、さまざまな記録によって、旧優生保護法の運用が相当ずさんであったことが明らかになっています。これまでの政府の説明であった「合法であり」「厳正な審査に基づいた」運用ではありませんでした。母体保護法に変わってからすでに長い時間がたっており、記録の多くが失われていますが、今回の調査によって見つかったものもあります。今後、関係者の証言も出てくる可能性があります。これらをきちんと検証し、それを記録し、公開する必要があります。

検証のポイントには：

- ① なぜこのような法律がつけられたのか
- ② なぜこの法律が50年近くも続いてきたのか
- ③ いつ、どこで、どのような被害が起きていたかの全国的な実態の把握
- ④ 優生保護審査会の審査実態
- ⑤ 国や地方自治体の行政やマスメディア、医療、福祉、教育、市民社会の果たした役割
- ⑥ 旧優生保護法が母体保護法へ改正されて以降の実態調査

などがあります。

なお、この検証は、被害者への謝罪と補償のための重要な情報となります。検証の内容は公開されるとともに、認定機関と連携することが求められます。

検証のための第三者機関の設置と役割をしっかりと法に書き込んでください。

以上